

資料3

出雲市提出15項目に関する整理

課題2

項番	課題の内容	清家委員整理(私見)	考え方(提出者:出雲市)
全体			本市としては、「神戸川の河川環境の維持・保全を考えるうえでは、分水は好ましいものではない」という考えであり、今後も多くの関係者の意見を聞きながら、神戸川の河川環境の保全、農業用水の確保等に取り組む考えである。 15項目は、協議会での検討課題として提起した。協議会での検討を通じ、関係者間の情報共有、意見交換を望むものである。 課題の整理にあたり、協議会としては、確認書以降の今後の方向について、検討していくべきと考える。
1	中国電力は来島ダムから環境放流量を常時2m ³ /sとし、渇水時には、環境放流量を最優先し、農業用水などの維持流量が不足しないよう到来島ダムからの環境放流量を毎秒2トン以上放流するものとする。	放流量(現状)について ①来島ダム:常時2m ³ /S(環境放流量)、②志津見ダム:「馬木地点」における正常流量(かんがい期:4.4m ³ /S、非かんがい期:3.1m ³ /S)を確保するため、渇水時には補給している。 したがって、馬木地点における正常流量は確保され、かんがい用水取水量も確保されているものと理解している。 下流の農業用水不足について(馬木堰からの取水量が確保されているのに、なぜかんがい用水不足が生じるのか?) ①用水路から漏水発生(出雲市)⇒要改善(用水路の捕集) ②用水管理の不徹底⇒用水管理(配分)の徹底 この問題については、先ず「十間川水問題検討会」でしっかり議論されたい(慣行水利権→許可水利権への切替えも含めて)。	(1及び2) 志津見ダム完成後は、志津見ダムからの補給により馬木地点の正常流量は概ね確保され、農業用水の取水量も確保されていると考えているが、今後も引き続き用水路の修繕等を実施しながら、良好な水運用に努めたいと考えている。
2	中国電力は、「馬木地点」において毎秒4.4トン[正常流量]を、来島ダムからの環境放流量により確保するものとする。	「馬木地点」のかんがい期における正常流量の確保は最優先課題であるが、志津見ダムからの補給によって正常流量は確保されていると理解している。したがって、ここでの要求の意図が分からない。先ず、「十間川水問題検討会」で、その必要性についてしっかり議論されたい。	同上
3	中国電力は、来島ダム放流量の確認のために「八神地点」において、水位及び流量観測するものとする。	「八神地点」の流量観測は島根県が実施していると理解している。	県及び中国電力が実施していると考えている。
4	窪田堰・八幡原堰においては来島ダムからの環境放流量と平成25年5月までに減水区間を流れていた流量を加算して放流量を決定する。	既に実施済みと理解している。	H29.3.10付確認書第1条第1項第3号に基づき、中国電力において環境放流量は確保されていると考えている。
5	水利使用期間満了時の時点をもって分水を廃止する。	本協議会には「分水廃止」を決定する権限はない。 ここでは、 神戸川の水環境を良くするための検討 にフォーカスした議論となるよう協力願いたい。それに向けた論点整理を「幹事会」にお願いしたい。	(5及び6) 協議会での検討課題として提起した。協議会での検討を通じ、関係者間の情報共有・意見交換を望むものである。
6	検討組織において、検証方法として中国電力は来島ダムにおける発電を2年間停止した上で洪水ゲートを2年間解放し、本来の流量をそのまま神戸川に流して、分水した時と分水しない時の河川環境の比較検証を実施する。	本協議会には、中国電力に対し、来島ダムの発電の停止を要求する権限はない。	同上
7	中国電力は国交省と連携し、志津見ダムの利水容量640万トンが常用洪水吐下流の常時満水位となるよう到来島ダムの環境放流量を毎秒2トン以上とする。	困難と考える。 理由⇒志津見ダムは治水、利水、発電のための多目的ダムであり、治水面では、洪水に備えて洪水調整容量を確保する必要があり、常時満水位を維持できないものと理解している。	志津見ダムでは、来島ダムからの環境放流量、下流の利水流量を含め、馬木地点の正常流量4.4m ³ /sが確保されるように運用されている。志津見ダムの放流量は変動するものであり、来島ダムからの放流量が増えたとしても、常時満水位を維持することは困難であると、国からは伺っている。
8	中国電力は来島ダムからの最大取水量を毎秒10トンとする。	本協議会には、それを要求する権限はない。	現時点では、本協議会の議題ではないと考えている。
9	中国電力は、来島ダムでの取水により河口までが減水区域となり、河川が持っている本来の浄化機能が失われていることを理解し、現象となっている問題に関して定期的な協議の場を設け、関係者及び流域住民と解決に向かう施策を実施する。	論点とすべき事項が漠然とし不明確である。失われた河川本来の浄化機能とは何か? 本協議会で議論するためには、河川本来の浄化機能とは何を指すのか?問題となっている事象とは何か?について、具体的に提示する必要がある。	本協議会が定期的な協議の場と考えている。
10	中国電力は河川本来が持っている浄化機能が来島ダムでの取水により、ヘドロの堆積、河床のアーマー化、砂利の供給不足、水草の繁茂、異常繁殖生物の繁殖等が広がっていることを理解し、その浄化機能回復を行う来島ダムの操作規定の見直し等の施策を講じる。	本協議会で議論するにあたって、論点を明確にするために、問題点をより具体的に提示する必要がある。 ダムの建設による河床のアーマー化や砂利の供給不足は、一般に知られた事象であるが、例えば、どこかの水域(地点)で起こり、それによってどのような問題が生じているのか、を具体的に提示されたい。 ①ヘドロの堆積、②河床のアーマー化、③砂利の供給不足、④水草の繁茂、⑤異常繁殖生物の繁殖、それぞれについて整理されたい。	本協議会において、河川の現況調査と検証が必要と考えている。
11	中国電力は、戦略的アセスメント(環境影響評価)による再評価書を作成し実施、報告する。ただし、方法書、準備書等のプログラムを作成するに当たり、水域及び陸域の調査地点、調査期間、調査内容、予測方法を協議する。	本協議会の範疇にない。本協議会は「島根県環境影響評価技術審査会」のような諮問会議ではない。したがって、ここに記載の内容について議論できる立場にない。	調査の手法・内容について、本協議会で議論していきたいと考えている。
12	島根県及び中国電力は、確認書の内容がチェックできる監視体制を構築し、違反が発生した場合には、是正する。	本協議会で今後検討する。協議会で議論するにあたり、先ず、「幹事会」で監視体制(案)について検討願いたい。	年1回の現地確認について県が確認要領を制定し、県・市で確認しているところであり、対応済みと考える。
13	国交省、島根県及び中国電力は、来島ダム、志津見ダム及び関係者と連携を図り、毎年、ジャスト・イン・タイムな放流を行う。	志津見ダムのフラッシュ放流については、国交省・島根県・中国電力の協力に基づき不定期に実施してきた経緯がある。今後は、その効果を検証した上で、実施するかどうかを見極めたい。	国・県・中国電力において、引き続き取り組んでいただきたいと考えている。
14	中国電力は、来島ダムからの放流水は上流から流入する水質を保った水を放流する。	来島ダムの水深は、ダムサイトで約50mあり(満水位EL361m、湖底EL311m)、EL330~332m付近に水温躍層(二次)が形成され(成層期:4~11月)、その上層(表水層)と下層(深水層)では水質が大きく異なることから、水利利用は深水層を避け表水層のEL336~361mの範囲で行っている。ちなみに通常水位はEL346~356mにあり約10mの変動幅がある。 来島ダムから神戸川への環境放流2m ³ /Sも深水層を避け表水層の湖水を放流しているので問題はないものと理解している。事実、水質で、問題視されるような下流域へ影響は観測されていない。	中国電力においては、表層水からの取水、WEP(高濃度酸素溶解装置)による水質改善について、引き続き実施して頂きたいと考える。
15	国交省、島根県及び中国電力は、来島ダムから河口までの水質を定期的に調査し、関係機関に報告する。ただし、関係者から水質の悪化現象が確認され調査の申し入れがあった場合は、双方理解のうえ、調査、報告するものとする。	対応済み 神戸川水系の水質については、国交省・島根県・中国電力の何れも定期的に調査を実施してきており、その結果報告は本協議会でもなされてきた。また、水質悪化の兆候等が観察され、それに対する調査の申し入れがあった場合には、適宜、対応がなされてきた、と理解している。	国・県・中国電力において月1回の水質調査をされており、現状では対応されているものとする。